

◆◆◆————— 2025.11.20-1 ———◆◆◆

一般社団法人日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 1369

◆◆◆

本日はメルマガを 2 回に分けて配信します。

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第 128 回 R7.11.10）

一訪問介護に定額報酬を導入 次の報酬改定で具体化
厚生労働省方針 過疎地など対象

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は中山間・人口減少地域の訪問介護を対象に、事業所が出来高報酬と定額報酬（包括評価）を選択できる特例を新設する方針を固めました。

10 日に開催した審議会（社会保障審議会・介護保険部会）で、「2027 年度から始まる第 10 期の計画期間中に、希望する自治体が実施できるようにすることを目指す」と説明し、委員から大筋で了承を得ました。

中山間・人口減少地域での訪問介護の運営は困難です。深刻な人手不足や利用者の減少、季節による条件の変化、移動距離の長さなどで経営が不安定となり、サービスの提供を続けられない事業者が相次いでいます。

厚生労働省はこうした課題に対応するため、訪問介護の事業所が月単位の定額報酬を選択できる仕組みを、中山間・人口減少地域の特例として新たにつくります。事業所の収入を安定させ、地域でサービスを維持してもらう狙いがあります。事業者にとっては、訪問回数の変動や突然のキャンセル、季節の繁閑などに左右されるリスクが低くなり、経営の予見性が高まるメリットがあります。

厚生労働省は定額報酬の具体的な仕組みについて、利用者の要介護度や事業所の体制などを踏まえて複数段階の区分を設けるなど、きめ細かく設計する方針です。この日の会合では、「各種加算も大きくで包括化して簡素にする」「適切なケアマネジメントでモラルハザードを抑制する」などと説明しました。

審議会では委員から、「必要なサービス提供が抑えられる恐れがある」「利用者間で不公平が生じるのではないか」といった不安の声も出ています。厚生労働省はこうした指摘も考慮して制度設計を進めていく構えです。2027年度の介護報酬改定に向けて、定額報酬の具体像を来年の介護給付費分科会で議論する計画です。

◆ 介護サービスを給付ではなく事業で 中山間地域に新たな制度

中山間・人口減少地域でのサービスの維持に向けては、報酬のあり方だけでなく、制度そのものの枠組みの見直しも進められます。

厚生労働省は中山間・人口減少地域に限った特例として、市町村が介護サービスを給付ではなく事業として実施できる新たな仕組みを創設する方針を固めました。

この日の審議会で提案し、大筋で了承を得ました。

利用者の減少や事業者の撤退、リソースの縮小が急速に進む中山間・人口減少地域では、既存の給付の枠組みだけでは在宅サービスの提供体制を維持できないケースが増えています。厚生労働省はこうした課題に対応し、サービスの空白が一段と広がってしまうことのないよう、市町村が介護保険財源を活用し、事業としてサービスを実施できる仕組みを設ける構想を打ち出しました。

新たな事業は、利用者ごとの出来高払いではなく、市町村が事業者に委託費を支払う形が基本となります。利用者数が限られる地域でも、事業者が安定してサービスを提供できるようにすることが狙いです。市町村内に事業所がない場合は、周辺自治体の事業所に委託すること、複数のサービスを組み合わせて委託することなども想定されています。

提供できるサービスは、訪問介護、通所介護、ショートステイといった居宅サービス、またはそれらの組み合わせで、利用者との契約やケアマネジメントを適切に実施する点は従来と大きく変わりません。サービスの質を確保するため、事業者が守るべき基準について国が標準的なひな型を示し、市町村が適切に関与・確認する仕組みが考えられています。

厚生労働省は今後、関係者の意見を丁寧に聞きながら新たな事業の具体的な制度設計を進める方針です。

これまでの審議会では、「サービスを維持するための新たな選択肢として意義がある」といった前向きな評価とともに、今後の丁寧な制度設計を求める意見が多くありました。

一方で、「出来高払いの給付ではなくなると、自治体や事業者の都合で必要なサービスが抑制されるのではないか」「地域間の不公平が生じる」「市町村の事務負担が大きい」「委託先を確保できるのか」といった懸念の声もあがっており、こうした声にどう応えていくかが今後の課題となりそうです。

こうした中山間・人口減少地域での「定額報酬」と「事業としての実施」という2つの新たな枠組みについて、当協会より委員として出席した小林広美副会長は、双方に関わる論点に触れながら次のように述べました。

「中山間・人口減少地域ではサービスの維持・確保が重要。今回の国の提案には基本的に賛成する。事業者の経営状況やサービス提供の状況、区分支給限度基準額との関係性なども考慮しつつ、制度設計を丁寧に進めていく必要がある」

「中山間・人口減少地域では人材確保が困難なため、介護分野だけでなく障害福祉分野との組み合わせ、より多様な地域資源の有効活用といった視点が重要だ。市町村のみでは対応に苦慮するケースも想定されるため、都道府県が市町村のニーズを踏まえ、必要な支援を行う仕組みも必要ではないか」

◆ 夜間対応型訪問介護を廃止 定期巡回と統合へ

中山間・人口減少地域での在宅サービスの確保に向けたこうした枠組みの見直しと並行して、厚生労働省は訪問系サービスの類型の再編にも踏み込む方針です。

2027年度に控える次の制度改正で、介護保険サービスの「夜間対応型訪問介護」を廃止する方針を固めました。この日の審議会で提案し、大筋で了承を得ました。

類似の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と統合します。来年の通常国会に提出する介護保険法などの改正案に盛り込み、早期の実現を目指します。限られた人材や地域資源の有効活用、日中・夜間を通じたサービスの一体的な提供につなげる狙いです。

厚生労働省は両サービスの統合に向けて、「必要な人員の確保や認知度の向上な

ど、利用者・事業者への影響に十分配慮する必要がある」と説明しました。そのうえで、「一定の経過措置期間を設けたうえで、人員配置基準や報酬について特例的な類型を設けることが考えられる」とし、2027年度の報酬改定に向けて具体的な検討を進める意向を示しました。

「夜間対応型訪問介護」は、これまで繰り返し「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」との機能の重複が指摘されてきました。これを踏まえ、厚生労働省は2024年度の報酬改定で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に夜間区分を新設。両者の統合を見据え、基準の整合などを段階的に進めてきた経緯があります。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65728.html

◆—————
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

□市民フォーラム「認知症とともに生きる時代へ」

～“わたし”を大切にする認知症ケア～（11/24 福岡市 締切間近！・12/6 長野市）

★参加費は無料で、どなたでも参加いただけます！

<https://www.jcma.or.jp/?p=905598>

□実例から学ぶ！ケアマネジャー人材確保のヒント

～厚労省の動向と実例から読み解く、これから採用戦略～

<https://www.jcma.or.jp/?p=899676>

◆—————
【広告】20周年記念全国大会スペシャルスポンサーのご案内

今年度開催された「第19回一般社団法人日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会」のスペシャルスポンサーのご紹介です。

パラマウントベッド株式会社 <https://www.paramount.co.jp/>
株式会社最中屋 <https://monakaya.com/>

◆—————◆
【広告】【アンケートに答えて無料参加！】
オンラインセミナー「事例から学ぶ外国籍従業員の受け入れ方」
◆—————◆

日本福祉大学社会福祉総合研修センターが運営する求人情報掲載サイト
「FUKU+JOB（ふくたすジョブ）」が参加費無料のオンラインセミナーを開講
します！
福祉に関わる法人の人事の方、また管理者やリーダーの方に向けて、人材採用・
定着に役立つ内容や福祉の仕事に関する知識や技術を身につけるテーマを隔月
開講中！

次回 12 月 4 日（木）のテーマは「事例から学ぶ外国籍従業員の受け入れ方」
介護現場における外国籍職員の受け入れについて、実際に特定技能の方を受け入れ
ている施設の担当者、特定技能のご本人を交え、現場のリアルな経験や工夫、課題
について座談会形式でお話しします。

<開催日程：12 月 4 日（木）14:00~15:30>
「事例から学ぶ外国籍従業員の受け入れ方」
講師：アサヒサンクリーン株式会社
また好評だった前回の「福祉施設におけるカスタマーハラスメント対応」も
無料アーカイブ配信も実施中！
<https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/fukutasu/online-seminar/>

□ご登録アドレスについて
・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)
https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答できません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
